

重要なお知らせ



2019年4月22日から

**植物の違法な持込みに対する
対応を厳格化します。**

- ◆手荷物の中に、輸入申告のない種苗類や果物などの植物が確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。



植物防疫法により、

輸入検査を受けずに植物を持ち込んだ場合には、3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金が科せられます。

お問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7152 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2386 | | |

